平成２３年（フ）第２０３号
宮崎市本郷１丁目17番20―１号
債務者　田中　千津
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２０６号
宮崎市大工３丁目249番地　第３グリーンビル303号
債務者　坂口たゞみ（旧姓瀧口）
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５６号
石川県小松市南浅井町イ200番地、従前の住所東京都西東京市向台町１丁目２番１―101号
債務者　南　　貴之
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第１１９１号
名古屋市南区宝生町１丁目17番地の４　サンデンＡ203号
債務者　古澤　哲士
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６７号
高知市一宮西町３丁目１番46号　太古橋マンション304
債務者　岡林正二郎
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２７０号
高知市薊野西町３丁目30番23号
債務者　田村　智世
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２７３号
高知市介良570番地　県住10―301
債務者　松木　建太
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４８号
佐賀県唐津市旭が丘20番９―203号　市営アパート
債務者　西　　節男
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第１７３号
大分市新町５番14号　グリーンヒル新町901
債務者　城井　秀壽
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２０４号
大分市大字皆春167番地の２　ルネス皆春701
債務者　工藤　法子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第７６号
鹿児島県志布志市有明町山重11031番地５
債務者　伊集院兼二
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
富山市月岡西緑町126番地
債務者　長谷川健治
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０２号
富山市月岡西緑町126番地
債務者　長谷川道子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４１号
富山市上二杉216番地10　シャンポール・ふたすぎ103号、前住所富山市下大久保1460番地16
債務者　山下ユリ子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８号
鹿児島県鹿屋市西原４丁目14番31号　西友アリーナ205号
債務者　藏田　美和（旧姓平）
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
山口県下松市笠戸島29―120、住民票上の住所兵庫県姫路市夢前町新庄257番地３
債務者　難波　義信
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第７０号
山口県周南市大字久米3275番地
債務者　廣兼　　薫
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
山口地方裁判所周南支部